広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱新旧対照表

改　正　後

広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱

第１条（略）

（研修の内容及び目的等）

第２条　この要綱に規定する研修事業者の指定に係る研修は、「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年８月１日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県地域生活支援促進事業における「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」として位置づけられているものとする。

内容	目的
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	強度行動障害の状態にある者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修において習得した知識及び技術を深めるとともに、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

２（略）

第３条（略）

（事業者の指定）

第４条（略）

(1) ア～ウ（略）

エ　研修が、広島県内で行われること。

オ～カ（略）

(2) 講師の配置

研修の講師は、次のいずれかに該当する者が実施すること。

ア 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園が実施する指導者養成研修を修了した者又は同研修の講師等を経験した者

イ 強度行動障害支援者研修又はこれに類する研修の講師・ファシリテーターを経験した者

ウ 強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者。そのうち実践研修を教授する者は、適切な支援計画を作成することが可能な者とする。

(3) ～（4）（略）

２～３（略）

第５条～10 条（略）

（変更の届出）

第 11 条　事業者は、指定を受けた内容又は研修内容に関して変更が生じた場合は、変更の内容を記載した書類を、変更を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

第 12 条～23 条（略）

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和９年４月１日から施行する。

改　正　前

広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱

第１（略）

（研修の内容及び目的等）

第２条　この要綱に規定する研修事業者の指定に係る研修は、「地域生活支援事業等の実施について」（平成 18 年８月１日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、都道府県地域生活支援促進事業における「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」として位置づけられているものとする。

内容	目的
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修において習得した知識及び技術を深めるとともに、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする。

２（略）

第３条（略）

（事業者の指定）

第４条（略）

(1) ア～ウ（略）

エ　研修が、原則として広島県内で行われること。

オ～カ（略）

(2) 講師の配置

研修講師について、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、強度行動障害支援者養成研修を教授するのに適当な者の中から、職歴、資格、実務経験、学歴等に照らし、適切な人材が適当な人数確保されていること。なお、厚生労働省又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が開催する強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修（指導者研修））を修了した者が含まれることが望ましいこと。

(3) ～（4）（略）

２～３（略）

第５条～10 条（略）

（変更の届出）

第１１条　事業者は、指定を受けた内容に関して変更が生じた場合は、変更の内容を記載した書類を、変更を決定した日から 10 日以内に知事に届け出なければならない。

第１２条～２３条（略）

改　正　後	改　正　前
（準備行為） ２　この要綱による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修事業者等指定要綱に基づく研修の実施に必要な指定の申請その他の準備行為は、附則第１項に規定する施行の日前においても行うことが出来る。	

広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領新旧対照表

改　正　案

広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領

第１（略）

第２　総論

１（略）

２　受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

内容	受講対象者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、本県の指定を受けた障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、本県の指定を受けた障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害の状態にある児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

３（略）

第３　研修の実施

１～７（略）

８　講義

(1)（略）

(2)　講義を通信又は同時双方型以外のオンライン形式の方法によって行う場合は、次により実施すること。

ア～カ（略）

【新設】

(3)　講義を同時双方向型のオンライン形式の方法により実施する場合は、次により実施すること。

現　行

広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領

第１（略）

第２　総論

１（略）

２　受講対象者

受講対象者は、次のとおりとする。

内容	受講対象者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）	原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。
強度行動障害支援者養成研修（実践研修）	基礎研修を修了した者のうち、原則として、障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにすること。

３（略）

第３　研修の実施

１～７（略）

８　講義

(1)（略）

(2)　講義を通信の方法によって行う場合は、次により実施すること。

ア～カ（略）

改　正　案	現　行
ア　技術的又は経済的な理由等により、受講者が研修を受講できない等の不利益が生じないよう配慮を行うこと。 イ　受講者の責に帰さない機材・設備等の不具合により受講が不可能又は中断されることがないように実施すること。なお、不具合により修了要件が満たせなくなった場合は、再履修の機会を設ける等の処置を講じ、修了の要件が満たせるよう配慮を行うこと。 ウ　受講者の本人確認及び出席確認を確実に行うこと。 エ　指導者及び補助者を適切に配置し、受講状況を把握できる体制を確保すること。 オ　修了の認定に当たっては、受講確認及び効果測定を実施すること。 (4)　（略） ９　演習 (1)～(2)（略） 【新設】 (3)　演習は集合形式の方法による実施を基本とするが、対面と同等程度の効果が期待できる場合は、同時双方向型のオンライン形式の方法による実施も可能とする。 ただし、同時双方向型のオンライン形式の方法により実施する場合は、次により実施すること。 ア　技術的又は経済的な理由等により、受講者が研修を受講できない等の不利益が生じないよう配慮を行うこと。 イ　受講者の責に帰さない機材・設備等の不具合により受講が不可能又は中断されることがないように実施すること。なお、不具合により修了要件が満たせなくなった場合は、再履修の機会を設ける等の処置を講じ、修了の要件が満たせるような配慮を行うこと。 ウ　受講者の本人確認及び出席確認を確実に行うこと。 エ　指導者及び補助者を適切に配置し、受講状況を把握できる体制を確保すること。 オ　演習では、グループ（受講生同士）によるリアルタイムでの討議を行うことなど受講生全員による参加型の学習が可能な方法を採ること。 カ　演習では、講師による受講生へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。 キ　担当する講師又は事務局等が、受講生の演習への積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（オンライン形式の方法による教育の場に接続されていることのみをもって受講を 認定することなく、演習に参加していたかどうかに基づく修了評価を行うこと。）。 ク　グループワークについては、議論を行うにあたり適切な規模の人数（概ね５～６人程度までを目途）を１グループとして実施し、補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け、進行管理すること。なお、補助者については、強度行動障害の状態にある者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者であって、グループワークを適切に進行するための助言者としてふさわしいものであること。 ケ　修了の認定に当たっては、受講確認及び効果測定を実施すること。 (4)　（略） 10～11　（略） 第４～第 11（略）	(3)　（略） ９　演習 (1)～(2)（略） <

改　正　案

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この要領による改正後の広島県強度行動障害支援者養成研修事業実施要領に基づく研修の実施に必要な指定の申請その他の準備行為は、附則第１項に規定する施行の日前においても行うことが出来る。

様式第１号

事業者指定申請書

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研修の名称		
研修内容	基礎研修　・　実践研修	
講義の実施方法	通学　・　通信　・　オンライン形式（同時双方向型・同時双方向型以外）	
演習の実施方法	通学　・オンライン形式（同時双方向型）	
県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：	
研修開始予定年月日	年　　月　　日	
使用する教材名		
事務担当者連絡先	担当者名	

現　行

様式第１号

事業者指定申請書

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年 8 月 3 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する研修を実施する事業者として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

研修の名称		
研修内容	基礎研修　・　実践研修	
講義の実施方法	通学　・　通信	
県内の主たる事業所	郵便番号： 住所： 電話番号： Fax 番号：	
研修開始予定年月日	年　　月　　日	
使用する教材名		
事務担当者連絡先	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	Fax 番号	
	e-mail	

改　正　案

	住所	
	電話番号	
	Fax 番号	
	e-mail	

【留意事項】
⑴　初回の研修の開講日の 180 日前から 30 日前までに提出すること。
⑵　研修課程ごとに申請を行い、指定を受けること。
⑶　申請にあたっては、次の書類を添付すること。(研修課程ごとに必要な添付書類は、要領第 4 の 1 のとおり。)

＜添付書類一覧＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	オンライン形式(同時双方型)講義・演習の実施体制に関する届出書（様式第２号の 4）
5	講師履歴書（様式第 3 号）
6	演習実施計画（様式第 4 号）
7	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し
8	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
9	定款その他の基本約款（又は規約、会則等）
10	登記事項証明書　※法人の場合
11	貸借対照表及び損益計算書その他資産状況を明らかにする書類
12	修了証書の様式（要綱様式第 1 号）（要綱様式第 2 号）
13	誓約書（様式第 7 号）
14	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。

現　行

【留意事項】
⑴　初回の研修の開講日の 180 日前から 30 日前までに提出すること。
⑵　研修課程ごとに申請を行い、指定を受けること。
⑶　申請にあたっては、次の書類を添付すること。(研修課程ごとに必要な添付書類は、要領第 4 の 1 のとおり。)

＜添付書類一覧＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	講師履歴書（様式第 3 号）
5	演習実施計画（様式第 4 号）
6	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し
7	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
8	定款その他の基本約款（又は規約、会則等）
9	登記事項証明書　※法人の場合
10	貸借対照表及び損益計算書その他資産状況を明らかにする書類
11	修了証書の様式（要綱様式第 1 号）（要綱様式第 2 号）
12	誓約書（様式第 7 号）
13	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。

改　正　案	現　行

様式第２号の４

【新設】

（案）

オンライン形式(同時双方型)講義・演習の実施体制に関する届出書

【１　共通事項　】

１　再履行の取り扱い	
２　本人確認方法	
３　出席確認方法	
４　指導者及び補助者の配置体制	

【２　講義の実施体制】

１　受講者の状況把握方法	
２　研修修了の認定方法	
３　その他	

【３　演習の実施体制】

１　受講者の状況把握方法	
２　グループワークの実施方法	

改　正　案

3　研修修了の認定方法	
4　その他	

様式第８号

研修指定申請書

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年８月３日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
内容	基礎研修　・　実践研修
定員	名
研修日程	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
実施場所	講義： （施設の名称） （施設の所在地） 演習： （施設の名称）

現　行

様式第８号

研修指定申請書

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

次の研修について、「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について（運営要領）」（平成 29 年月３日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する研修として広島県知事の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業者番号	
研修の名称	
内容	基礎研修　・　実践研修
定員	名
研修日程	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
実施場所	講義： （施設の名称） （施設の所在地） 演習： （施設の名称） （施設の所在地）
講義の実施方法	通学　・　通信
使用する教材名	

改　正　案

	（施設の所在地）	
講義の実施方法	通学　・　通信　・　オンライン形式（同時双方向型・同時双方向型以外）	
演習の実施方法	通学　・　オンライン形式（同時双方向型）	
使用する教材名		
県 HP への掲載可否	可　　・　　否	
事務担当者連絡先	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	Fax 番号	
	e-mail	

【留意事項】

⑴　開講日の 180 日前から 30 日前までに提出すること。

⑵　研修が一体的に実施される場合には複数課程の研修を同時に申請することも可能であること。この場合、定員、研修日程及び実施場所は全ての内容を記入すること。

⑶　一般募集しない研修など、県 HP への掲載を希望しない場合は「県 HP への掲載可否」欄の「否」に〇を記入すること。

⑷　申請にあたっては、次の書類を添付すること。（研修課程ごとに必要な添付書類は、要領第 4 の 2 のとおり。）

＜添付書類一覧＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	オンライン形式(同時双方型)講義・演習の実施体制に関する届出書（様式第２号の 4）
5	講師履歴書（様式第 3 号）
6	演習実施計画（様式第 4 号）
7	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し

現　行

県 HP への掲載可否	可　　・　　否	
事務担当者連絡先	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	Fax 番号	
	e-mail	

【留意事項】

⑴　開講日の 180 日前から 30 日前までに提出すること。

⑵　研修が一体的に実施される場合には複数課程の研修を同時に申請することも可能であること。この場合、定員、研修日程及び実施場所は全ての内容を記入すること。

⑶　一般募集しない研修など、県 HP への掲載を希望しない場合は「県 HP への掲載可否」欄の「否」に〇を記入すること。

⑷　申請にあたっては、次の書類を添付すること。（研修課程ごとに必要な添付書類は、要領第 4 の 2 のとおり。）

＜添付書類一覧＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	講師履歴書（様式第 3 号）
5	演習実施計画（様式第 4 号）
6	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し
7	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
8	研修日程表（様式第 9 号）
9	修了証書の様式（要綱様式第 1 号）（要綱様式第 2 号）
10	誓約書（様式第 7 号）

改　正　案	
8	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
9	研修日程表（様式第 9 号）
10	修了証書の様式（要綱様式第 1 号）（要綱様式第 2 号）
11	誓約書（様式第 7 号）
12	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。

※　この様式と事業者指定申請書（様式第 1 号）を同時に提出する場合で、事業者指定申請書に添付している書類については省略可。

様式第 11 号

変更届

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱」第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者番号	
研修の名称	
知事の認定を受けた年月日	年　　月　　日（認定通知に記載されている日付）
研修番号	
変更内容	
変更理由	
変更年月日	年　　月　　日

現　行	
11	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。

※　この様式と事業者指定申請書（様式第 1 号）を同時に提出する場合で、事業者指定申請書に添付している書類については省略可。

様式第 11 号

変更届

年　　月　　日

広島県知事　様

郵便番号
主たる事務所の所在地
法人・団体名
代表者の職・氏名

「広島県強度行動障害支援者養成研修事業者指定要綱」第 11 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者番号		
研修の名称		
知事の認定を受けた年月日	年　　月　　日（認定通知に記載されている日付）	
研修番号		
変更内容		
変更理由		
変更年月日	年　　月　　日	
事務担当者連絡先	担当者名	
	住所	
	電話番号	

改　正　案

事務担当者連絡先	担当者名	
	住所	
	電話番号	
	Fax 番号	
	e-mail	

【留意事項】
⑴　変更を決定した日から 10 日以内に提出すること。
⑵　指定を受けた研修の全部又は一部を中止する場合は、「研修中止届」（様式第 13 号）によること。
⑶　届出にあたっては、次の書類のうち、変更のある書類を添付すること。
　なお、変更箇所には下線等をすること。（変更箇所が多数ある場合は、新旧対照表を添付すること。）

＜事業者指定の変更について添付書類一覧（変更のある書類のみを添付すること。）＞

1	定款その他の基本約款（又は規約、会則等）
2	登記事項証明書　※法人の場合
3	その他必要があると知事が認めるもの

＜研修指定の変更について添付書類一覧（変更のある書類のみを添付すること。）＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	オンライン形式(同時双方型)講義・演習の実施体制に関する届出書（様式第２号の 4）
5	講師履歴書（様式第 3 号）
6	演習実施計画（様式第 4 号）
7	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し
8	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
9	研修日程表（様式第 9 号）
10	修了証書の様式（要綱様式第 1 号）（要綱様式第 2 号）

現　行

	Fax 番号	
	e-mail	

【留意事項】
⑴　変更を決定した日から 10 日以内に提出すること。
⑵　指定を受けた研修の全部又は一部を中止する場合は、「研修中止届」（様式第 13 号）によること。
⑶　届出にあたっては、次の書類のうち、変更のある書類を添付すること。
　なお、変更箇所には下線等をすること。（変更箇所が多数ある場合は、新旧対照表を添付すること。）

＜添付書類一覧（変更のある書類のみを添付すること。）＞

1	学則（事業概要）（様式第 2 号の 1）
2	研修カリキュラム（様式第 2 号の 2）
3	講師一覧表（様式第 2 号の 3）
4	講師履歴書（様式第 3 号）
5	演習実施計画（様式第 4 号）
6	講義室（演習室）使用承諾書（様式第 5 号）の写し又はこれに代わる書類の写し
7	研修の収支予算及び向こう 2 年間の財政計画（様式第 6 号）
8	定款その他の基本約款（又は規約、会則等）
9	登記事項証明書　※法人の場合
10	貸借対照表及び損益計算書その他資産状況を明らかにする書類
11	修了証書（要綱様式第 1 号）及び（要綱様式第 2 号）の様式
12	誓約書（様式第 7 号）
13	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。
14	研修日程表（様式第 9 号）
15	その他必要があると知事が認めるもの

改　正　案		現　行
11	誓約書（様式第７号）	
12	オリジナルテキストの写し　※オリジナルテキストを使用する場合のみ。	
13	その他必要があると知事が認めるもの	